

Title	井出孫六・我部政男・比屋根照夫・安在邦夫編『自由民権機密探偵史料集』
Sub Title	M. Ide, M. Gabe, T. Hiyane, K. Anzai, eds., Secret documents of spying on the movement for freedom and civil rights in Meiji era
Author	寺崎, 修(Terasaki, Osamu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1982
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.4 (1982. 4) ,p.127- 133
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820415-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

井出孫六・我部政男・比屋根照夫・安在邦夫編

『自由民権機密探偵史料集』

(一) 本書の構成とその内容

本書は、自由民権百年記念出版と銘うち、国立公文書館が所蔵する「公文別録」および「公文録」所載の民権関係史料を整理・編集したもので、B5判、全八七五頁に及ぶ大部の史料集である。本書巻末には、編者四名が分担執筆した四一頁の解題が附されている。

本書の構成は、「公文別録」所載史料を収録した第一部と、「公文録」所載史料を収録した第二部とからなり、第一部には、「板垣退助遭害一件」、「福島人民暴動一件」、「新潟県下頸城自由党逮捕一件」、「茨城県下真壁郡暴徒捕縛等ノ件」、「至同明治十七年機密探偵書」一・二、「国事探偵費下付ノ件」と題する綴りなどが、また、第二部には、秋田事件、門田平三事件、板垣退助遭難事件、福島事件、高田事件、群馬県人民騒擾事件、岐阜加茂事件、加波山事件、秩父事件、星亨官吏侮辱事件に関する伺とそれに対する指令、ならびにその附属書類などの史料が、それぞれおさめられている。

いうまでもなく、自由民権運動史に関する研究は、太平洋戦争後、飛躍的に進展をみた分野であり、新たな史料の発掘について

紹介と批評

も、政治史、法制史、思想史、経済史などの各分野の専攻者、あるいは各地方史家たちのたゆまない努力によつて、その紹介が間断なく行われてきた領域であつた。例えば、庄司吉之助氏による福島県庁文書などの紹介、家永三郎博士による植木枝盛関係史料の紹介とその利用、稲葉誠太郎氏による加波山事件関係史料の紹介、小野文雄氏他による秩父事件関係史料の紹介、さらに、長谷川昇氏による内藤魯一文書の紹介、色川大吉氏他による三多摩自由民権関係史料の紹介、村上貢氏による小池勇関係文書の紹介、さらにまた、手塚豊博士による法務図書館所蔵史料の紹介とこれを駆使した一連の研究等々は、学界に広く知られた代表的業績といえるであろう。

ところが、本書に収録された国立公文書館所蔵の自由民権関係の政府文書については、同館の開設が昭和四十六年ということもあつて、その存在自体が一般にはよく知られておらず、まして、その活用となると、ごく一部の研究者がこれを利用してにすぎない感が深かつた。もつとも、尾佐竹猛「板垣伯岐卓遭難事件」(疑獄難獄・昭和四年・一七九頁以下)のごとく、すでに戦前において、これを利用したと思われる論考や、家永三郎「植木枝盛研究」(昭和三十五年・二〇二頁、二六四頁—二六七頁)のごとく、開設十年前の時点でこれを参照している著作もないわけではなかつたが、国立公文書館開設以後においても、その利用状況にあまり大きな変化はみられなかつたといえる。そのことは、同館開設以後、自由民権運動史研究の分野において、「公文録」もしくは「公文別録」所載史料を利用した文献として、わずかに、手塚豊「自由党高田事件に関する新史

料」(法学研究・第四十八巻五号・昭和五十年五月・七四頁以下)、森長英三郎「星亨官吏侮辱事件」(法学セミナー・第二六四号・昭和五十二年三月・一二三頁以下)、井出孫六・小西四郎「板垣死すとも」(歴史への招待⑧・昭和五十五年十月・九四頁以下)、群馬県史編さん委員会「群馬県史」資料編二〇(昭和五十五年十二月・四七一頁以下)、岐阜県警察史編さん委員会「岐阜県警察史」上巻(昭和五十六年三月・二一九頁以下)、拙稿「自由民権運動史上における児島稔」(駒大政治学論集・第一四号・昭和五十六年九月・四七頁以下)、拙稿「自由党の解党について」(手塚豊編著・近代日本史の新研究Ⅰ・昭和五十六年十月・八九頁以下)、色川大吉「秋田事件の再評価をめぐって」(秋田県自由民権百年記念誌編集委員会・秋田の自由民権・昭和五十六年十一月・一七頁以下)等々を示しうるにすぎないことに端的にあらわれている。

したがって、従来、ともすれば利用しにくかつた明治政府の内部資料が、今回、本書が公刊されたことによつて一眺のもとに参照可能となつたことの意味は大きく、これにより研究者がうける便益は、はかりしれないものがあるといえよう。

しかしながら、井出孫六、我部政男、安在邦夫、比屋根照夫の四氏が分担執筆された本書巻末の解題について、一言するならば、それは、あまりにも杜撰かつ安直にすぎる記述といわざるをえない。

おおよそ、いかなる史料集であろうと、読者にとつては、そこに含まれている史料が学界未知の新史料であるのか、あるいはすでに論文などにおいて利用されたことのある史料なのか、あるいはその全部もしくは一部が、すでに紹介されたことのある史料なのか否かは、

最も知りたいところであろう。したがって、本書のごとき史料集に附せられる解題の執筆者は、何をしてもこれらのことをできる限り詳細に調査するとともに、研究史上の位置づけを行い、これを読者に提示する責任と義務があるはずである。ところが、本書の編者四氏による解題は、いずれもそのような責務をはたしているようには思われない。

以下、井出氏の「板垣の岐阜遭難と機密探偵史料」、我部氏の「大阪府平民門田平三国事犯処分一件」、安在氏の「高田事件」、比屋根氏の「機密探偵史料集」に見る自由党解党問題と、それぞれ題する解題をとりあげ、それらの内容の当否を検討することにした。

(二) 井出孫六

「板垣の岐阜遭難と機密探偵史料」

明治十五年四月六日、岐阜中教院において、自由党総理板垣退助が相原尚装なる人物に短刀で斬りつけられ、重傷を負うという事件が起つた。世にいう板垣退助岐阜遭難事件がこれである。

本書に収録された「板垣退助遭害一件」と題する史料は、この事件が発生した直後、岐阜県令小崎利準が内務省警保局長田辺良頭あるいは内閣書記官長井上毅宛に送付した上申書およびその添付書類の綴りを覆刻したものであり、そこには、相原尚装意見書、相原尚装警察訊問調書、相原尚装岐阜軽罪裁判所訊問調書、岐阜病院副院長西川黙蔵の板垣退助診断書、警察検証調書、差押物件目録、警

察医武山巖の板垣退助診断書、警部補山崎正復命書、御嵩警察署詰御用掛岡本都嶼吉探偵上申書、池田豊志知密告書、池田豊志知岐阜輕罪裁判所訊問調査などの貴重史料が含まれている。

しかし、尾佐竹・前掲「板垣伯岐卓遭難事件」をみると、上記の史料（出典は、明示されていない）が数多く紹介されているほか、最近刊行された前掲「岐阜県警察史」上巻にも、前掲「相原尚駿警察訊問調査」、前掲「警察検証調査」、前掲「岡本都嶼吉探偵上申書」などの史料が覆刻されており、本書中にみい出せる新史料は、必ずしも多いとはいえない。

ところで、井出氏の解題は、本書にいかなる新史料がみい出せるのか、また、その史料によつていかなる事実が判明するのかといった事がらに全く言及することなく、前掲「岡本都嶼吉探偵上申書」一通のみの紹介に終始されている。すなわち、井出氏は、右の探偵上申書を「明治密偵史の原資料」（八四四頁）とみる立場から、このほかその価値を重視され、これを詳細に紹介されているが、右の探偵上申書が新史料ではなく、すでに前掲「岐阜県警察史」上巻（二一九頁―二二六頁）にその全文が覆刻されている史料であることに、同氏は、全く気づいておられないようである。

井出氏が「岐阜県警察史」上巻の先業に気づかず、周知の探偵上申書に拘泥されすぎた結果、本書にみい出せる新史料についての解題がおろそかとなったことは、寔に残念である。

(三) 我部政男

「大阪府平民門田平三国事犯処分一件」

明治十四年十二月、大阪の自由民権運動家門田平三が忘年会の席上、明治天皇の石版画の額を持ちあげ、「馬鹿天子」と叫び、これを破棄した行為が不敬罪に問われるという事件が起つた。世にいう門田平三事件である。

従来、この事件に論及した文献としては、「大阪府警察史」第一巻（昭和四十五年・二七〇頁―二七一頁）を示しうるが、その全貌を究明した文献としては、手塚博士が昭和四十六年十月、「法学研究」誌上に発表された「明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件（四）——門田平三事件——」（第四十四卷一〇号・六四頁以下）と題する労作がある。手塚博士の論考は、現在、国立公文書館が所蔵する「公文類聚」に含まれている門田平三事件関係史料（第六編第八十一巻所載）を駆使して、この事件の全容を明らかにするとともに、その裁判の過程についても、これを解明し、さらにその末尾には、「公判始末書」、「裁判言渡書」などの新史料を附した意欲作であつて、それは、いまや、門田平三事件に関する必読の文献となつている。

今回、本書に登載された「大阪府平民門田平三国事犯処分一件」と題する史料は、「明治十五年公文録 司法省 七月 第二」所載の同事件関係史料を覆刻したものである。したがつて、ここに覆刻された史料は、手塚・前掲論文によつて利用された「公文類聚」所載のものとは異なるが、それらの多くは、手塚・前掲論文によつて

利用しないしは紹介された史料ほとんど重複するものである。

しかし、我部氏が執筆された本史料に関する解題には、「国事犯 門田平三は、十四年政変の本質に最も鋭く切りこんだ人物」（八六四頁）、「門田平三は単に感情にひきずられて動く人物ではなかつた」（同上）、「自由主義を標榜する門田平三の立場は……」（八六五頁）などと述べられているのみであつて、そこには、門田の人物評ないしは犯行動機の紹介以外の記述は、みられない。すなわち、我部氏の解題には、この事件に関する最も基本的な文献ともいふべき、手塚・前掲論文を全く参照していないという致命的欠陥があるほか、（一）門田平三の経歴（手塚・前掲論文で、ほぼ明らかにされている）、事件の内容、裁判の推移等々、本史料と密接不可分な関係にある事項についてあらたに調査を行つた形跡が全くみとめられないこと、（二）「公文類聚」所載の事件関係史料との比較対照、考証が全く行われていないこと、（三）本史料が有する史料価値についての分析とその評価が全く提示されていないこと等々、数多くの弱点があるといわざるをえない。

この事件は、当時あいついで発生した不敬罪事件の中でも、最も広く世上に知られた事件のひとつであつて、全国各地の新聞は、この事件を競つて報道している。したがつて、もしも、我部氏が労を惜しまず、諸先学の論考ならびに「大阪朝日新聞」、「日本立憲政党新聞」、「郵便報知新聞」、「時事新報」等々の当時の新聞報道記事を丹念に参照されていたならば、このような事態だけは、回避できたものと思われる。

四 安在邦夫「高田事件」

明治十六年三月二日以降、新潟県高田の頸城自由党員を中心に、総計三十余名が逮捕され、内乱陰謀その他の容疑に問われたものの、同年十二月十七日、東京でひらかれた高等法院において、赤井景韶のみが重禁獄九年の判決をうけるといふ事件が起つた。いわゆる高田事件がこれである。

この高田事件に関する文献については、手塚豊「自由党高田事件裁判小考」（法学研究・第四十六巻四、六号・昭和四十八年四月、六月、一頁、三頁以下）に詳しい紹介があるので、ここで再言することはひかえるが、高田事件研究史上、注目すべき文献は、江村栄一「高田事件」（頸城文化・第九、一〇号・昭和三十一年六月、十二月、三〇頁、六五頁以下）、同『国事犯』高田事件（史潮・第八四、八五合併号・昭和三十八年十一月、六〇頁以下）、手塚・前掲「自由党高田事件裁判小考」、手塚・前掲「自由党高田事件に関する新史料」の四論考である。江村氏の「高田事件」は、高田地方に埋もれていた新史料を利用し、この事件を頸城自由党に対する政府・警察一体の弾圧事件と結論づけた労作であり、また、同氏の「国事犯」高田事件」は、国立国会図書館の所蔵にかかる三島通庸文書中の高田事件関係書類を利用し、前記論考の結論を補強しようとした意欲作である。他方、手塚博士の「自由党高田事件裁判小考」は、右の江村説の論拠がいずれも誤解にもつづくものであることを論証した上で、同事件の大量検挙は、新潟始審裁判所高田支庁の検事補堀小太郎が長谷

川三郎を使噓して行つた単独の陰謀であり、むしろ警察は消極的であつたこと、そしてこの内乱陰謀の罪に追ひこむ策謀は結局失敗におつたこと、さらに第二段の策として採られた頸城自由党の集会条例違反の件、あるいは山際七司、加藤勝弥の内乱陰謀の件についての策略もついに実を結ばなかつたことなどの新知見を数多く加えた雄編である。また、同博士の「自由党高田事件に関する新史料」は、本書にも収録された「公文別録」所載の高田事件関係史料を、（既カ）ちやく学界に紹介（前述の三島文書に含まれているものなど若干のものを省略するとともに、この史料によつて新たに判明した諸事実を指摘した注目すべき論考である）。

このように、自由党高田事件についての研究は、江村栄一氏の論考によつて、その先鞭がつけられ、その後、手塚博士の諸業績によつて、事件の全容が解明されるにいたつたとみることができよう。しかし、安在氏が本史料の解題において、上記の研究史を全く無視し、江村栄一「高田事件」、「『国事犯』高田事件」などによつて、本事件も初めて科学的な解明がなされるに至り、現在では、強固な勢力を誇つた頸城自由党などの壊滅を目ざした、政府・裁判所・警察署一体の大弾圧事件、と把握・認識されるようになった（八六八頁）。

と述べておられることは、寔に不可解である。右の安在氏の見解が研究史から逸脱するものであることは、いうまでもないが、高田事件が「政府・裁判所・警察署一体の弾圧事件」ではなかつたことを立証する「同県下高田自由党捕縛情況ノ件」と題する史料が本書（二四五頁―二四六頁）に含まれていることを、安在氏は、承知されて

いないのであろうか。安在氏が前記史料に全く言及されることなく、これと対立する見解を表明されていることは、同氏が本史料を精読されていないのではないかという疑念をいだかせるものである。

また、安在氏は、本解題を書く上で、看過することのできない手塚博士の高田事件関係史料の覆刻紹介について、

なお手塚豊（既カ）「自由党高田事件に関する新史料」は、本書に収めた公文書館所蔵の公文別録（既カ）「関係の史料を復刻・紹介したものもある。たゞし一部割愛されている（八六八頁）。

と述べられているにすぎない。

いうまでもなく、本書に収録された高田事件関係史料のうち、「公文別録」所載の「新潟県下頸城自由党逮捕一件」と題する史料（二二九頁―二六九頁）のほとんどは、すでに手塚博士により学界に発表されているものであり、今回、本書の公刊により新たに追加しうる高田事件関係の新史料は、わずかに、「明治十六年公文録 司法省 七月 第一」所載の「新潟県士族赤井景韶等犯罪ニ付高等法院開庁ノ件」、「判事巖谷龍一外一名新潟県士族赤井景韶等ノ件ニ付予審判事被命ノ件」、「高田事件ニ付犯罪者ニ属スル費用及ヒ高等法院取締巡查ニ属スル費用ノ件」の三点（六九三頁―六九九頁）がみい出されるにすぎない。

したがつて、本解題を執筆するにあつて、安在氏は、まず、このことに言及されるべきであり、右の三点の新史料の紹介に、むしろ力点を置かれるべきではなかつたかと思う。安在氏が本書の価値を高からしめようとするあまり、ことさらに諸先学の業績を低くみ

て、あたかも新史料が数多く含まれているかのごとく記述されていることは、単に不公平、不公正というばかりか、本書に対する読者の信頼をそこなう結果となることに、同氏は、もつと留意されるべきであつたといえよう。

なお、同氏の解題中、『頸城文化』とあるのは、『頸城文化』の、「判事巖谷龍一外赤井景韶等ニ付予審判事被命ノ件」とあるのは、「判事巖谷龍一外一名新瀉県士族赤井景韶等ノ件ニ付予審判事被命ノ件」のそれぞれ誤りであることを附記しておく。

(五) 比屋根照夫

『機密探偵史料集』に見る自由党解党問題』

わが国最初の全国的政党である自由党は、明治十七年十月二十九日、結党後わずか三年をもつて解党した。この解党の経緯ならびに原因については、色川大吉氏が「いまだに深い霧に包まれている」(自由民権 昭和五十六年四月一七二頁)と述べられているごとく、ごく最近までその究明が最も遅れていた分野の一つであつたが、国立公文書館所蔵の「至同明治十五年機密探偵書」と題する綴りをはじめて利用し、この問題を解明しようとしたのが、前掲・拙稿「自由党の解党について」である。この論考において、私は、明治十六年六月以降、同十七年十月の解党大会に至る間の同党の動向を考察し、その間、(一)同党の中心的存在であつた板垣退助がはじめて解党の方針を発言した時期は、彼が欧州から帰朝した直後と判断できること、(二)しかし、その真意は、「十萬円の党資金募集計画」の実現

にあり、文字どおりの解党論ではなかつたこと、(三)したがつて、自由党の存続は、まさにこの計画の成否にかかつていたにもかかわらず、その成果は、わずか「一萬円余」にすぎず、それは、惨憺たる結果におつたこと、(四)そして、板垣は、この計画の失敗を黨員の「違約」と攻撃し、ついに自由党を解党にみちびいたこと、(五)以上のことから、解党の最大の原因は、政治路線上の相違というよりも、むしろ「十萬円の党資金募集計画」の失敗にもとめられることなど、これまで全く知られていなかった諸事情を明らかにした。

ところが、「公文別録」所載の「至同明治十五年機密探偵書」の解題を担当された比屋根氏は、その全容については、ほとんど言及されず、前掲・拙稿とはほぼ同一のテーマ、構想、論法のもとに、『機密探偵史料集』に見る自由党解党問題』と題する論考を執筆され、これを本史料の解題として登載しておられる。しかも、比屋根氏がその論証に用いられた史料の多くは、前掲・拙稿で利用した史料と同一の箇所である。しかし、同氏は、自由党解党問題をめぐる先駆的業績として、長谷川昇、下山三郎、後藤靖の三氏の研究をあげておられるだけで、前掲・拙稿については、全く言及されていない。前掲・拙稿を収録した「近代日本史の新研究Ⅰ」(手塚豊編著・北樹出版)の刊行は、本書が刊行されるわずか一カ月前の昭和五十六年十月三十日のことであるが、本書の編者の一人である安在邦夫氏が「秋田事件」の解題において、前掲「近代日本史の新研究Ⅰ」よりも遅く刊行された二つの著作、すなわち、秋田近代史研究会「秋田県の自由民権運動」(昭和五十六年十一月十五日)および秋田県自由民権百

年記念誌編集委員会「秋田の自由民権」(昭和五十六年十一月一日)にふれておられること(八六三頁)よりみて、比屋根氏に時間的余裕がなかつたはずはなく、まして、前掲・拙稿の抜刷は、編者の一人である我部政男氏に献呈してあつたのだから、比屋根氏がこれを参照されなかつたとは、とうてい考えられない。

およそ、同一のテーマで同一の史料を用いてこれを考証しようとする場合、何らかの先行論文があるとすれば、これに言及し、堂々と賛成論なり、また、反対論なりを展開するのが、研究者としてのモラルではなからうか。比屋根氏が、その解題において、あたかも最初に「自明治十五年至同十七年機密探偵書」を利用し、自由党解党の経緯を明らかにされたかのごとく記述されていることは、はなはだ遺憾である。

なお、比屋根氏の解題は、前掲・拙稿とほぼ同様の論旨を展開されつつも、その結論においては、「解党理由がたんにその(十万円)の党資金募集計画(寺崎註)不振だけにあつたのではなく、党の中央部周辺にまで迫つた下部急進派の『激発』にあつた」(八六〇頁)と述べられ、前掲・拙稿の結論とは、全く正反対の結論を提示しておられる。比屋根氏が新史料にもとづきつつ、十万円の党資金募集計画の詳しい記述を行う一方、その結論の部分において、突然、本史料が示す内容から離れ、「板垣解党論の言外にしない最大の理由」(同上)を推測され、あえて、前掲・拙稿と異なる見解をみちびかれています。これは、同氏の自己矛盾といえるのではなからうか。

(六) 総括

以上に述べたごとく、本書は、これまで全く知られていなかった民権関係の貴重史料を多数登載し、そこには、学界の渴望をみたすに足る内容が数多く含まれているが、他方、その巻末に附せられた解題については、問題の残る史料集である。したがって、本書を閲読する読者が、右記の解題をそのまま鵜呑みにしてこれを利用することは、史料的价值判断を誤るおそれがあり、きわめて危険である。

第一級史料の公刊ではあるが、その解題に信頼がおけないことによつて、本書全体の価値が著しく減殺されてしまつたことは、惜しみてあまりあるといえよう。

(昭和五十六年十二月十五日刊、三一書房 三〇〇〇〇円)

寺崎 修